平成27年度

(自 平成27年4月1日) 至 平成28年3月31日)

第103期報告書



新 潟 交 通 株 式 会 社

新潟市中央区万代一丁目6番1号 郵 便 番 号 9 5 0-8 5 4 4 電話(025) 2 4 6-6 3 2 3 http://www.niigata-kotsu.co.jp



平成27年8月 「新バスシステム」開業式典



「万代ファミリーフェスタ」平成27年6月

事 業 報 告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善がみられたものの、中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響もあり、景気に対する先行きは不透明な状況となっております。

こうした事業環境の中、当社グループでは当年度より、"安定企業の確立" を経営方針とする「第5次中期経営計画」をスタートさせ、グループ全体で目標を達成すべく積極的に事業を展開いたしました。

基幹の運輸事業では、新潟市との協定に基づき平成27年9月5日に「新バスシステム」を開業させ、新潟市内のバス路線再編を行ないました。開業当初は運行遅延が発生しましたが、連節バスの快速運行や2回のダイヤ改正を行い、定時性の向上など利便性向上を図りました。

「すべては安全から」の基本方針の下、平成27年9月に新潟交通観光バス㈱が公益社団法人日本バス協会の「貸切バス事業者安全性評価認定制度」において最高評価である三ツ星の認定を取得し、お客様の安全と信頼の確立に努めました。

不動産事業では、当社グループが中心となって運営する「万代シテイ」でのイベント開催の大幅な増加やオーガニック系飲食店舗の誘致、メディアを活用した広告宣伝を積極的に行い、街区の魅力向上と来街客の増加に努めました。

商品販売事業では、様々なイベントや催事での商品販売に注力し、売上の上 積みを図りました。

旅館事業では、品質・サービスの向上を図るべく従業員教育を徹底すると共に、お客様のニーズに合った各種商品プランの企画・販売を強化し、宿泊者数の増加に努めました。

その他事業のうち、旅行業では安心・安全なバス事業者として評価されている強みを活かし、積極的に受注拡大に努めました。広告代理業、航空代理業、清掃・設備・環境業においても積極的な営業を展開し売上の増強に努めました。 経典系では、引き続きがループ会体で経典制練に努めました。 おかに

経費面では、引き続きグループ全体で経費削減に努めました。また、軽油価格が前年を下回る水準で推移した結果、燃油費の大幅な削減につながりました。

この結果、当連結会計年度の総売上高は20,512百万円(前年度比1.1%減)、営業利益は2,256百万円(同8.1%増)、経常利益は1,473百万円(同17.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,259百万円(同53.2%増)となりました。

セグメントの業績の概況は、次の通りであります。

◇事業別売上高

(連結)

	事	業		売上高 (百万円)	構成比(%)	事業の内容
運	輸	事	業	10, 137	49. 4	旅客自動車運送業、 タクシー業
不	動産	崔 事	業	3, 135	15. 3	不動産賃貸業、 不動産売買業
商	品 販	売 事	業	2, 165	10.6	物品販売業、 食品販売業
旅	館	事	業	1, 949	9. 5	ホテル・旅館業
そ	の化	也 事	業	3, 124	15. 2	旅行業、航空代理業、 清掃業、他
	合	計		20, 512	100.0	

◇運 輸 事 業

一般乗合バス部門では、「もっと確かな乗り物」を目指し定時性向上の取組みを継続したことと併せ、「新バスシステム」開業後も2回ダイヤ改正を行い、利便性向上に努めました。しかしながら、今年度は12月が記録的暖冬となったことで利用者が伸び悩んだ影響もあり、運賃収入は前年度比減収となりました。高速バス部門では、県外高速線の新潟市内経路変更による定時性と速達性の向上、主力である東京線の続行便運行台数増発、新型車両への更新により提供座席数を増加させる等、増収に努めましたが、県内高速線減便の影響もあり、

貸切バス部門では、貸切バス新運賃制度の適用開始に伴いバス単価は上昇したものの、価格上昇による利用客減少の影響等により、前年度比減収となりました

この結果、運輸事業の売上高は10,137百万円(前年度比1.1%減)となりました。

◇不動産事業

前年度比減収となりました。

不動産事業では、万代シテイの賑わい創出のため、万代シテイ商店街振興組合やメディア各社と連携し、週末を中心に様々なイベントを開催し来街客増加に努めました。駐車場収入については、万代シテイ周辺地域での平面駐車場の増加が影響し、前年度比減収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は3,135百万円(前年度比0.0%増)となりました。

◇商品販売事業

商品販売事業では、基幹の観光土産品卸売部門において県の宿泊助成事業の効果により、納品先の観光旅館・ホテルにおける販売が順調に推移しましたが、ビルボードプレイス内直営雑貨店の売場移転の影響があり、商品販売事業の売上高は2,165百万円(前年度比0.2%減)となりました。

◇旅館事業

新潟市内の「万代シルバーホテル」では、宿泊部門や宴会部門は前年並みで推移したものの、同社で提供している機内食を搭載する航空路線が減便となるなどの影響を受け、売上高は前年度比減収となりました。

佐渡市内の「国際佐渡観光ホテル八幡館」では、宿泊利用促進のため旅行代理店に対する営業を強化するも、佐渡宿泊観光客の減少の影響が大きく、売上高は前年度比減収となりました。

この結果、旅館事業の売上高は1,949百万円(前年度比3.2%減)となりました。

◇その他事業

その他事業のうち旅行業では、魅力ある旅行商品を企画し販売強化に努め、 修学旅行を中心に学校関連の受注は好調に推移しました。しかしながら、航空 旅行商品の販売額が前年を下回った結果、前年度比減収となりました。

広告代理業では、行政、観光協会および県内外の交通広告代理店への積極的な営業活動を展開した他、各種イベントの運営を受注した結果、前年度比増収となりました。

航空代理業では、ハルビン線の期間増便はあったものの、札幌線減便の影響は大きく、前年度比減収となりました。

設備・環境業においては、リサイクル部門における古紙の価格上昇や平成27 年4月よりクリーンセンター等における受託業務を開始したことなどにより、 前年度比増収となりましたが、清掃業においては厳しい事業環境が続き、前年 度比減収となりました。

この結果、その他事業全体の売上高は3,124百万円(前年度比1.6%減)となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中における重要な資金調達はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

- ① 連結会計年度中に完成した主要設備 該当事項はありません。
- ② 連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充 該当事項はありません。
- ③ 連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果により緩やかに回復していくことが期待される一方、中国を始めとする新興国景気の下振れが我が国の景気を押し下げるリスクとして存在しております。また、当社の基幹事業である運輸事業においては、運転士の不足傾向や燃油費の再上昇など、依然として楽観できない状況であると予想しております。

こうした事業環境の中、「第5次中期経営計画」の2年目となる平成28年度につきましても、経営方針である「安定企業の確立」の下、グループ全体で目標を達成すべく積極的に営業活動を推進してまいります。

事業別の対処すべき課題は、次のとおりであります。

基幹事業である運輸事業では、一般乗合バス部門において、平成28年度も引き続き日々の運行データの蓄積と分析による運行路線の見直しを行い、定時性の向上など更なる利便性向上を図り、「新バスシステム」を進化させることで利用者の増加に努めてまいります。

高速バス部門においては、主力である東京線、大阪線の続行便を増発運行し、 増収に努めてまいります。

貸切バス部門においては、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の最高評価である三ツ星認定をPRし他社との差別化を図るとともに、旅行業との連携を強化し効率的なバスの運用により増収に努めてまいります。

運輸事業全般において、「すべては安全から」の基本方針の下、安全運行の 根底となる運転士の運転技術向上および健康管理について更に強化して取り組 み、バス事業が「持続可能な基幹事業」となるよう努めてまいります。

不動産事業では、ショッピングの魅力だけでなく、グルメやエンターテイメント、ホビー等、時間消費型ライフスタイルを意識したテナントリーシングを実施していく他、地域との連携を意識したイベントを実施する等、「万代シテイ」の更なる魅力向上に努め、賃料収入及び駐車場収入の増加に努めてまいります。

商品販売事業では、基幹となる観光土産品卸売部門において新潟県の特産品を使用した新商品を投入する他、県外サービスエリアへの新規納品、直営店の増床、各種イベントや催事での販売強化等、積極的な営業活動により増収に努めてまいります。

旅館事業では、品質・サービスの向上を徹底し、お客様に選ばれるホテル・ 旅館を目指していくと共に、インターネットによる販売チャネル拡充によりお 客様のニーズに合った各種商品プランの造成・販売を強化する他、旅行業との 連携強化や積極的な営業活動により、宿泊者数の増加に努めてまいります。

その他事業のうち旅行業では、お客様のニーズの多様化に合わせた旅行商品の造成・販売に注力する他、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の最高評価である三ツ星認定を積極的にアピールし、受注強化に努めてまいります。また、安定した実績を挙げている学校関連分野および行政関連分野においても、引き続きお客様との信頼関係の構築を図り、旅行収入の増加に努めてまいります。

清掃・設備・環境業、広告代理業、航空代理業についても積極的な営業活動を実施し、増収増益に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜し くお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(連結)

区分	平成24年度 第100期	平成25年度 第101期	平成26年度 第102期	平成27年度 第103期(当期)
売 上 高(百万円)	20, 610	21, 097	20, 743	20, 512
営業利益(百万円)	1, 676	1, 956	2, 088	2, 256
経 常 利 益(百万円)	725	1,056	1, 255	1, 473
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	131	511	822	1, 259
1株当たり当期純利益(円)	3. 42	13. 30	21. 39	32. 77
総 資 産(百万円)	59, 136	57, 383	56, 273	56, 331
純 資 産(百万円)	10, 736	10, 750	12, 382	14, 002

⁽注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
新潟交通観光バス株式会社	百万円 75	% 100. 0	旅客自動車運送業
新潟交通商事株式会社	30	100.0	観光土産品卸業
株式会社シルバーホテル	75	100.0	ホテル業
新潟交友事業株式会社	10	100.0	清掃・ビル管理業
株式会社新交企画	40	100.0	広告代理業
新潟交通佐渡株式会社	77	99. 0	旅客自動車運送業

- (注) 当社の子会社は上記の重要な子会社を含め9社であり、持分法適用会社は2社であります。
- ③ 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

(連結)

	事	業		事業の内容(取扱品目)
運	輸	事	業	旅客自動車運送 (定期バス、高速バス、貸切バス)、タクシー
不	動產	崔 事	業	不動産賃貸、不動産売買
商	品 販	売 事	業	物品等販売(お土産、ギフト) 食品等販売(食料品、菓子類、酒類、日用雑貨等)、保険代理店
旅	館	事	業	ホテル・旅館
そ	の 化	也 事	業	旅行(旅行企画・実施、案内、斡旋等)、航空代理(航空旅客・ 貨物取扱、航空券販売等)、広告代理(各種広告、イベント企 画・立案・実施)、清掃・ビル管理等

(8) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

① 当 社

本 社 新潟市中央区万代一丁目6番1号

営業所等
入船、新潟南部、新潟東部、新潟北部、新潟西部、

内野 (新潟市)

くれよん万代 (新潟市)、くれよん三条 (三条市)

② 子会社

運 輸 事 業 新潟交通観光バス株式会社 (新潟市)、

新潟交通佐渡株式会社(佐渡市)

商品販売事業 新潟交通商事株式会社 (新潟市)

旅館事業株式会社シルバーホテル(新潟市)、

国際佐渡観光ホテル株式会社(佐渡市)

その他事業 新潟航空サービス株式会社、株式会社新交企画、

新潟交友事業株式会社 (新潟市)

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

(連結)

従 業 員 数	前期末比増減
名	名
1, 556	\triangle 1

(注) 上記のほか、臨時従業員等740名(前期は786名)が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

(個別)

従 美	美 員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	名 620	名 15	歳 46.0	年 13.4
女 性	53	3	41.5	15. 6
合 計	673	18	45. 6	13.5

- (注) 1. 上記人員は、当社に在籍する正社員・再雇用社員・試用者の合計人数660名 (前期は447名) に受入出向者13名(前期は208名)を加えた人員数であります。
 - 2. 在籍出向者36名、(前期は42名)
 - 3. 上記のほか、臨時従業員等201名が在籍しております。(前期は204名)

(10) 主要な借入先(平成28年3月31日現在)

(連結)

		借		入	先			借	入	額	
株	式	会	社	第	四	銀	行			10, 399	百万円
株	式	会	社	北	越	銀	行			9, 665	
株	式	会	社	みず	ほ	銀	行			7, 721	
新	潟 県	信 用	農業	き協 同	組合	連合	会			313	
株	式	会	社	りそ	な	銀	行			256	
協	2	关	信	用	刹	1	合			160	

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 100,000,000株

(2) 発行済株式の総数 38,640,000株 (うち、自己株式205,271株)

(3) 株主数 2,765名

(4) 大株主の状況

		株	Ė	Ė	名				持 株 数	持株比率
株	式	会	社	第	四	釗	R.	行	千株 1,749	% 4. 55
株	式	会 社	ブ	IJ	ヂ	ス	<u>۱</u>	ン	1, 638	4. 26
١٧	す	ジ 自	動	車	株	式	会	社	1, 550	4. 03
株	式	会	社	北	越	釗	艮	行	1, 450	3. 77
株	式	会	土	·	F 1	E	銀	行	1, 450	3. 77
損害	[保]	険ジャ	パン	日本	興亜	株式	弋 会	注社	1, 387	3. 61
太	平	興	業	株	式	£	<u>></u>	社	1, 332	3. 47
三妻	をふ?	そうト	ラッ	ク・	バス	株式	弋会	注社	1, 035	2. 69
三,	井 住	友海_	上火	災係	R 険	株式	; 会	社	1,001	2.60
清	水	建	設	株	式	£	<u>></u>	社	1,000	2. 60

⁽注) 持株比率は自己株式 (205千株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成28年3月31日現在)

人力してよいよ	- フ ムトノナ		氏	h		和小かとなる事が、英跡の作为
会社におけ	つ地位		尺	名		担当および重要な兼職の状況
代表取締	役社長	佐	藤	丈	$\vec{-}$	
代表取締	役常務	玉	木		務	乗合バス部 新潟交通商事株式会社 代表取締役社長
常務取	締 役	歌	代		淳	経営管理室
常務取	締 役	遠	藤	敬	三	総務部
常務取	締 役	竹	田	祥	_	事業部 新潟交友事業株式会社 代表取締役社長
取 締	役	星	野	佳	人	乗合バス部
取 締	役	大	嶋	德	之	新潟交通佐渡株式会社 代表取締役社長
取 締	役	古	Ш	公	_	新潟交通観光バス株式会社 代表取締役社長
取 締	役	馬	場	伸	行	コニカミノルタNC株式会社 会長
常勤監	査 役	国	領	保	則	
監 査	役	八	木	良	三	税理士 (八木税務経理事務所 所長)
監 査	役	Щ	田		繁	

- (注) 1. 取締役 馬場伸行氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役(常勤)国領保則氏および監査役 八木良三氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役 八木良三氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役 馬場伸行氏、監査役 八木良三氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役馬場伸行氏、監査役国領保則氏、八木良三氏および山田 繁氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

(個別)

区分	人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	名 9 (1)	百万円 81 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	13 (12)
合 計	12	94

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第69回定時株主総会において 月額12百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいており ます
 - 3. 監査役の報酬限度額は、昭和57年6月30日開催の第69回定時株主総会において 月額2百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の兼任状況 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況 該当事項はありません。
- ③ 当該事業年度における主な活動状況

-		
区 分	氏 名	主な活動状況および発言状況
取締役	馬場伸行	取締役に就任した平成27年6月25日以降開催の取締役会14回中14回出席しました。 取締役会において、幅広い見識と経験豊富な会社 経営者としての観点から適宜発言を行っております。
監査役	国領保則	当事業年度開催の取締役会17回中17回出席し、また、監査役会14回中14回出席しました。 取締役会において、常勤監査役として、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の報告をするとともに、他の監査役に意見を求めるなど、監査役会の議長として活動しております。
監査役	八木良三	当事業年度開催の取締役会17回中15回出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回中12回出席しました。 税理士としての専門的見地から、必要に応じ、取締役会、監査役会において、当社の経理・税務についての発言を行うとともに、社外の立場から意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に 基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

高志監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(連結)

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬の額			百万円 20
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額			20

- 注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」 を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積も りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399 条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為等、職務の執行に支障をきたした場合、または、監査の適正性をより高めるため会計監査人の変更が妥当と判断される場合には、株主総会に付議する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する ための体制その他業務の適正を確保するための体制
- (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要
 - 1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための 体制
 - (1) 当社は、「新潟交通グループ倫理規程」を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、内部統制委員会は当該倫理規程の周知徹底と遵守の推進を図ることとする。
 - (2) 各部責任者および取締役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、 すみやかに内部監査室に報告するとともに、内部監査室は内部統制委員会 および監査役に報告する。
 - (3) 使用人は、法令定款違反、社内規定違反あるいは社会通念に反する行為が行なわれていることを知った時は、「内部通報規程」に基づき内部監査室へ通報・相談し、内部監査室は、遅滞なく内部統制委員会および取締役会並びに監査役に報告する。

なお、当社は、通報者に対する不利益な取り扱いを行わないように保護 規定を設けている。

- (4) 反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応をする。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項 「文書管理規程」を定め、取締役会議事録など取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役および監査役は、「文書管理規程」によりいつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) 当社は、各部署およびグループ各社の業務ごとのリスクの収集と分析を 行う。内部統制委員会が構築する内部統制システムにより、内部監査室は グループ全体のリスクを統括管理し、その結果を定期的に内部統制委員会 に報告する。
 - (2) コンプライアンス、災害、事故、情報セキュリティー等に係るリスクについては、それぞれ担当部署およびグループ各社において緊急時対応マニュアル等を作成し、周知徹底を図り定期的に教育、訓練する。内部監査室はこれらの統制状況を内部統制委員会に報告する。内部統制委員会において改善策を審議、決定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制 取締役会は、全社的な目標を定め、中期経営計画の策定、中期経営計画に 基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次、四半期業 績管理を実施する。

取締役会は、定期的に進捗状況を確認し、改善を促すことを内容とする全 社的な業務の効率化を実現するべく努める。

- 5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための 体制
 - (1) 当社は、当社およびグループ各社における内部統制の強化、充実を図る ため内部統制委員会を設置し、当社およびグループ各社の内部統制に関わ る事項について審議する。これにより、当社およびグループ各社間での情 報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行なわれる体制を構築する。
 - (2) グループ各社は、「新潟交通グループ倫理規程」をグループ各社における業務を確保するための行動規範とし、当社に準じたコンプライアンス体制を構築する。
 - (3) グループ各社の役職員からの内部通報は、当社の監査役に直接通報できるとともに当社の内部通報制度をグループ各社に開放し、各社の役職員に周知することによりコンプライアンスの実効性を確保する。
 - (4) 当社の内部監査室は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当社各部長およびグループ各社の社長に報告するとともに、問題点を当社の内部統制委員会および監査役に報告し、内部統制委員会は改善策を審議して、取締役会において決定する。
 - (5) 当社は、「グループ経営管理規程」にてグループ運営の基本方針を定め、 グループ各社は、経営上重要な協議事項が生じた場合は、当社と事前協議 のうえ当社合意の下でこれを進め、報告事項がある場合には当社へ報告す るものとする。
 - (6) 当社は、当社グループ全体の経営の健全性と効率的な遂行を図るための 担当部署を置き、グループ各社は、業務執行・財務状況等を月1回当社に 報告する。
 - (7) 当社は、グループ各社との連絡を密にするため「グループ連絡会」を定期的に開催する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないことを内部監査規程に明記し、これを徹底する。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会へ の報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときはすみやかに監査役へ報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定や業務の執行状況を 把握するため常務会や内部統制委員会などの重要な会議に出席するとともに、 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取 締役または使用人に説明を求めることとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定するとともに、 監査役会は、当社の会計監査人である高志監査法人から会計監査内容につい て説明を受け、情報の交換を行なうなど連携を図っていく。

また、当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまた は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認め られた場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループの財務報告の適正性を確保するため、内部統制委員会が財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備および運用する体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用 に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりで す。

内部監査室は、「当社各担当部署およびグループ各社別の監査予定項目」 「月別監査計画」に基づき内部監査を実施し、毎月、内部統制委員会に報告 して業務の適正化に努めました。 また、経営管理室は、担当部署およびグループ各社に対してコンプライアンス、災害、事故、情報セキュリティー等に係るリスクへの対応状況および内部統制システム全般の整備・運用状況、業務執行・財務状況等を内部監査室に報告し、内部監査室は、内部統制委員会にその統制状況を報告して、改善策を審議、決定いたしました。

当社およびグループ各社の従業員に対し、毎月項目を定め、コンプライアンス教育を実施すると共に新入社員に対しても内部監査室によるコンプライアンス研修を行っています。併せて内部通報制度につきましても継続的に周知いたしました。

また、当社は、半期に一度グループ全体を対象とした「グループ連絡会」 を開催して担当部署およびグループ各社間での情報の共有を図りました。

7. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

[※]備考 この事業報告に記載の金額、株式数は、表示単位未満を切り捨ててあります。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

千円未満切捨て表示

資	産	負債及び純資	円未満切捨て表示 : 産
	<u></u>		
科目	<u>金額</u> 千円	科目	<u>金額</u> 千円
流 動 資 産	4, 551, 631	流 動 負 債	13, 345, 363
現金及び預金	2, 482, 828	支払手形及び買掛金	843, 363
受取手形及び売掛金	1, 181, 014	短 期 借 入 金	8, 725, 677
商品及び製品	228, 099	1年以内償還予定の社債	320, 600
		リース債務	489, 910
原材料及び貯蔵品	103, 914	未払金	487, 416
繰延税金資産	220, 174	未払法人税等	390, 850
そ の 他	340, 489	未払消費税等	124, 262
貸倒引当金	△4,888	預 り 金 前 受 収 益	679, 321 473, 754
固定資産	51, 780, 304	賞与引当金	141, 550
有形固定資産	50, 327, 729	その他	668, 656
		固定負債	28, 984, 211
建物及び構築物	10, 742, 423	社	329, 400
機械装置及び運搬具	658, 036	長 期 借 入 金	20, 414, 427
工具器具備品	257, 921	長期リース債務	1, 445, 140
土 地	36, 862, 522	再評価に係る繰延税金負債	4, 015, 867
リース資産	1, 806, 825	役員退職慰労引当金	192, 746
	, ,	退職給付に係る負債	541, 042
無形固定資産	293, 999	長期預り金	2, 042, 513
施設利用権	25, 863	その他	3, 073
リース資産	7, 708	負 債 合 計	42, 329, 574
そ の 他	260, 427	株 主 資 本	5, 691, 274
投資その他の資産	1, 158, 575	資 本 金	4, 220, 800
投資有価証券	283, 771	資本剰余金	2, 946, 554
		利益剰余金	△1, 441, 013
長期貸付金	16, 678	自 己 株 式 その他の包括利益累計額	△35, 066
退職給付に係る資産	57, 795	その他の包括利益素計額その他有価証券評価差額金	8, 311, 087 △1, 706
繰延税金資産	328, 475	土地再評価差額金	8, 215, 772
そ の 他	506, 245	退職給付に係る調整累計額	97, 021
貸 倒 引 当 金	△34, 390	純 資 産 合 計	14, 002, 362
資 産 合 計	56, 331, 936	負債及び純資産合計	56, 331, 936

連結損益計算書

		T	十円木満切捨て表示
科	1	金	額
売上	高		千円 20, 512, 186
売 上 原	価		13, 933, 708
売 上 総 利	益		6, 578, 478
販売費及び一般管理	里 費		4, 321, 587
営 業 利	益		2, 256, 891
営 業 外 収	益		
受取利息及び配	当 金	8, 794	
持分法による投資を	利 益	9, 282	
その	他	33, 816	51, 893
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	776, 901	
その	他	58, 364	835, 265
経 常 利	益		1, 473, 518
特 別 利	益		
固定資産売却	益	26, 317	
補助	金	15, 709	
その	他	280	42, 307
特 別 損	失		
固定資産除売去	1 損	25, 253	
減 損 損	失	32, 041	
国庫補助金圧新	留 損	6, 400	
その	他	24, 278	87, 972
税金等調整前当期系	利 益		1, 427, 854
法人税・住民税及び事	事業 税	434, 669	
	整 額	△266, 472	168, 197
当 期 純 利	益		1, 259, 656
親会社株主に帰属する当期	純利益		1, 259, 656

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) - 千円未満切捨て表示

								株	主	資	本	
					資	本	金	資本剰余金	利益	剰余金	自己株式	株主資本合計
NI4	ш	٧.	 1\				千円	千円		千円	千円	千円
当	期	首	残	高	4,	, 220	, 800	2, 946, 550	$\triangle 2, 0$	669, 931	$\triangle 34, 265$	4, 463, 153
当	期	変	動	額								
			主にタ 純禾						1,	259, 656		1, 259, 656
自	己村	朱式	の耳	文得							△835	△835
自	己村	朱式	の処	ロ分				4			34	38
再	評価	差額	金取	崩額					Δ	30, 739		△30, 739
			外の 額(網									
当其	明変	動	額合	計			_	4	1, 2	228, 917	△801	1, 228, 120
当	期	末	残	高	4,	, 220	, 800	2, 946, 554	△1,	441, 013	△35, 066	5, 691, 274

	その他の包括利益累計額					純資産
	その他有価証 券評価差額金		退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非 支 配 株主持分	合計
)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	4, 620	7, 996, 831	△82, 218	7, 919, 233	_	12, 382, 387
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属 する当期 純利益						1, 259, 656
自己株式の取得						△835
自己株式の処分						38
再評価差額金取崩額		30, 739		30, 739		_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△6, 327	188, 201	179, 240	361, 114		361, 114
当期変動額合計	△6, 327	218, 940	179, 240	391, 853	_	1, 619, 974
当期末残高	△1, 706	8, 215, 772	97, 021	8, 311, 087	_	14, 002, 362

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

・連結子会社 9社

連結子会社の名称 主要な連結子会社については、「企業集団の現況に関する事

項」(8) 主要な営業所に記載しているため、記載を省略し

ております。

2. 持分法の適用に関する事項

・持分法適用会社 2社

持分法適用会社の名称 ニッポンレンタカー新潟㈱、㈱新潟交通サービスセンター

· 持分法非適用会社 1 社

持分法を適用しない理由 ㈱港タクシーの当期純損益及び利益剰余金等からみて、連

結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ重要性がない

ため、除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時

価法(評価差額は全部純資産直入法 により処理し、売却原価は移動平均

法による原価法で算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ 時価法

③ たな卸資産 主として移動平均法による原価法、販売不動産については

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下によ

る簿価切下げの方法により算定)

(2) 減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 当社は定額法、連結子会社は主として定額法

(リース資産を除く)

② 無形固定資産 当社及び連結子会社ともに定額法

(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込

利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零

とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率

により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額 基準により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えて、役員退職慰労金規程

し、利用顧客に対しポイント制を導入していることから、 付与されたポイントの利用に備えるため、当連結会計年度 末において将来使用されると見込まれる額を流動負債の 「その他」に計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の処理

原則として繰延へッジ処理によっております。なお特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に係る負債は、従業員の退職給付信備えるため、当連結会計年度末にからまで多額を控除した額を計上しております。なお、退職給付見込額を当連結会計算定に年度までの期間に帰属させる方法についたり、退職給付算定式基準によっております。の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10~12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去 勤務費用については、税効果を調整の 上、純資産の部におけるその他の包括利 益累計額の退職給付に係る調整累計額に 計上しております。

③ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜 方式によっております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、金額の重要性が乏しい場合には、当該勘定が生じた期の損益として処理することにしております。

6. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%(連結子会社は35.0%)から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度以下は30.7%(連結子会社は34.5%)に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%(連結子会社は34.3%)となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が17,267千円、その他有価証券評価差額金が119千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が19,381千円、退職給付に係る調整累計額が2,233千円、それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は188,201千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額は ありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産 土 地 36,594,825千円 建 物 9,177,164千円 その他 172,302千円 合 計 45,944,292千円 29, 363, 201千円 上記担保資産の対象となる債務 2. 有形固定資産の減価償却累計額 34,729,839千円

3. 圧縮記帳累計額

4. 事業用土地の再評価

平成12年3月31日付で事業用土地の帳簿価額と時価の乖離を是正し、資産の適正な評価を行い、「土地の再評価に関する法律」による土地の再評価を行いました。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布第119号) 第2条第2号(当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第7条第1項第一号イに規定する基準地について、同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行い算定する方法)及び第4号(当該事業用土地について、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法)の定めに従い、土地の評価額を合理的に算出しております。

> また、一部の土地につきましては不動産鑑定評価を用いて算出して おります。

・当該事業用土地の平成12年3月31日付再評価後の

平成28年3月31日現在帳簿価額

17, 256, 459千円

1,955,283千円

・当該事業用土地の平成28年3月31日再評価額

7,835,902千円

・再評価後の平成28年3月31日現在の帳簿価額と

再評価額との差額

△9,420,556千円

【連結損益計算書に関する注記】

減損損失

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
新潟県佐渡市1物件	事業用資産 (不動産事業)	建物・土地・その他	32,041千円

当社グループは原則として、事業用資産については事業区分をもとに概ね独立した キャッシュ・フローを生み出す最小限の単位ごとに、遊休資産については個別資産 ごとにグルーピングを行っております。

佐渡市の事業用資産において、地価の下落や収益性の低下等により帳簿価額を回収 可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(32,041千円)として特別損失に計上 いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを 2.6%で割り引いて算定しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の総数ならびに自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式 (普通株式)	千株 38,640	千株	千株	千株 38,640
自己株式(普通株式)	201	4	0	205

- (注) 自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取によるものであります。 自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売却によるものであります。
- 2. 剰余金の配当ならびに新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

【金融商品に関する注記】

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売掛金管理・回収マニュアルに沿って事業部門ごとに取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理してリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であります。 デリバティブ取引は、燃料仕入の原油価格変動リスクに対するヘッジを目的とした オイルスワップ取引及び金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ 取引であります。

② 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

			(十四・111)
	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	2, 482, 828	2, 482, 828	_
(2) 受取手形及び売掛金	1, 181, 014		
貸倒引当金	△4, 888		
	1, 176, 125	1, 176, 125	_
(3) 投資有価証券	73, 774	73, 774	_
(4) 支払手形及び買掛金	(843, 363)	(843, 363)	_
(5) 短期借入金	(8, 725, 677)	(8, 985, 772)	260, 095
(6) 1年以内償還予定の社債	(320, 600)	(320, 600)	_
(7) リース債務(流動負債)	(489, 910)	(484, 835)	△5,074
(8) 預り金	(679, 321)	(679, 321)	_
(9) 社債	(329, 400)	(329, 400)	_
(10) 長期借入金	(20, 414, 427)	(20, 197, 836)	$\triangle 216,591$
(11) リース債務 (固定負債)	(1, 445, 140)	(1, 366, 231)	△78, 909
(12) 長期預り金	(2, 042, 513)	(2,042,513)	_
(13) 割賦未払金(1年以内返 済含む)(*2)	(39, 567)	(39, 566)	△1
(14) デリバティブ取引	_	_	_

- (*1)負債に計上されるものについては、()で示しております。
- (*2)連結貸借対照表の未払金及びその他(固定負債)に計上されております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
 - (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券
 - これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。
 - (4) 支払手形及び買掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。
 - (5) 短期借入金、(6) 1年以内償還予定の社債、(7) リース債務(流動負債)、
 - (9) 社債、(10) 長期借入金、(11) リース債務(固定負債)、(13) 割賦未払金
 - (1年以内返済含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、リース取引及び割賦取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) 預り金、(12) 長期預り金
 - これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (14) デリバティブ取引
 - 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金に含めて記載しております。
- (注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額209,996千円)は、市場価格がなく、かつ 将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて 困難と認められるため(3)投資有価証券には含まれておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社は、新潟市その他の地域において、主に賃貸商業施設(土地を含む)を有して おります。
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
26, 735, 661	22, 280, 253

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を 控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額 (指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 364円32銭 32円77銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(個別) 千円未満切捨て表示

			円未満切捨て表示
資	産	負債及び純資	译
科目	金 額	科 目	金 額
* *	千円	, t	千円
流動資産	2, 733, 781	流 動 負 債 買 掛 金	12, 295, 401 380, 318
現金及び預金	1, 304, 177	短期借入金	8, 878, 321
売 掛 金	747, 233	リース債務	346, 123
商品	6, 041	未 払 金	604, 597
分譲土地建物	158	未 払 費 用	310, 714
貯 蔵 品	43, 178	未払法人税等	365, 545
未 収 入 金	159, 024	未 払 消 費 税 等	54, 852
未 収 収 益	2, 466	未払事業所税	5, 184
前 払 費 用	96, 229	前 受 金	198, 666
繰延税金資産	127, 537	預 り 金	673, 188
そ の 他	247, 987	前 受 収 益	453, 674
貸 倒 引 当 金	△253	ポイント引当金	24, 214
固定資産	51, 406, 702	固 定 負 債 長期借入金	28 , 202 , 517 20, 375, 510
有形固定資産	48, 176, 434	長期リース債務	1, 100, 984
建物	8, 938, 655	再評価に係る繰延税金負債	4, 015, 867
. –		退職給付引当金	533, 654
構築物	635, 818	役員退職慰労引当金	128, 098
機械装置	73, 394	長期預り金	2, 045, 329
車	296, 249	長期 未払金	3, 073
工具器具備品	145, 840	負 債 合 計	40, 497, 919
土 地	36, 732, 116	株 主 資 本	5, 428, 498
リース資産	1, 354, 357	資 本 金	4, 220, 800
無形固定資産	269, 828	資本剰余金	2, 946, 554
借 地 権	144, 437	資 本 準 備 金	2, 872, 932
ソフトウェア	109, 790	その他資本剰余金	73, 622
そ の 他	15, 600	利 益 剰 余 金	$\triangle 1,703,790$
投資その他の資産	2, 960, 438	利益準備金	360, 354
投資有価証券	190, 051	その他利益剰余金	△2, 064, 144
関係会社株式	1, 315, 737	操越利益剰余金	△2, 064, 144
長期貸付金	1, 121, 148	自 己 株 式 評価・換算差額等	△35, 066
繰延税金資産	215, 256	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金	8, 214, 066 $\triangle 1, 706$
来	379, 853	土地再評価差額金	8, 215, 772
貸倒引当金	△261, 607	純 資 産 合 計	13, 642, 564
資 産 合 計	54, 140, 483	負債及び純資産合計	54, 140, 483

損 益	計算書	
(平成27年4月1日か	<u></u> ら平成28年3月31日ま	で) (個別) 千円未満切捨て表示
科目	金	額
+ 1 +		千円
売 上 高	0.505.055	
旅客自動車運送事業収益	6, 505, 855	44 000 405
兼業事業収益	4, 500, 551	11, 006, 407
売 上 原 価	5 500 014	
旅客自動車運送事業運送費	5, 709, 914	
兼業事業売上原価	1, 328, 339	7, 038, 254
売 上 総 利 益		3, 968, 152
販売費及び一般管理費		2, 221, 250
営業 利益		1, 746, 902
営業外収益	100 555	
受取利息及び配当金	109, 577	100 110
そ の 他	28, 535	138, 113
営業 外費 用	500 405	
支払利息	766, 407	010.051
その他	43, 843	810, 251
経 常 利 益		1, 074, 764
特別利益	44.00	
固定資産売却益	11, 667	
補 助 金	7, 881	
投資損失引当金戻入	80, 000	
そ の 他	55	99, 603
特別損失	10.015	
固定資産除売却損	13, 915	
減損損失	32, 041	55 150
そ の 他	9, 214	55, 170
税引前当期純利益	010 155	1, 119, 197
法人税・住民税及び事業税	310, 157	
法人税等調整額	△237, 498	72, 659
当期純利益		1, 046, 537

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) (個別) 千円未満切捨て表示

				株	主 資	本			
			資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資 本	その他	資本剰余金	利益	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		準備金	資本剰余金	合 計	準備金	繰越利益 剰 余 金	合 計		
当期首残高	千円 4,220,800	千円 2,872,932	千円 73,617	千円 2,946,550	千円 360, 354	千円 △3, 079, 942	千円 △2,719,588	千円 △34, 265	千円 4,413,496
当期変動額									
当期純利益						1, 046, 537	1, 046, 537		1, 046, 537
自己株式の取得								△835	△835
自己株式の処分			4	4				34	38
再評価差額金取崩額						△30, 739	△30, 739		△30, 739
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_		4	4		1, 015, 798	1, 015, 798	△801	1, 015, 001
当期末残高	4, 220, 800	2, 872, 932	73, 622	2, 946, 554	360, 354	△2, 064, 144	△1, 703, 790	△35, 066	5, 428, 498

	評	<i>仕物で</i> ↑ →		
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	千円 4,436	手円 7, 996, 831	千円 8,001,268	千円 12,414,765
当期変動額				
当期純利益				1, 046, 537
自己株式の取得				△835
自己株式の処分				38
再評価差額金取崩額		30, 739	30, 739	_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△6, 143	188, 201	182, 058	182, 058
当期変動額合計	△6, 143	218, 940	212, 797	1, 227, 799
当期末残高	△1,706	8, 215, 772	8, 214, 066	13, 642, 564

別 注 記 個 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式 (1) 有価証券

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末の市場価格等に基づく時価法(評価差額

は全部純資産直入法により処理し、売却原価

は移動平均法により算定) 移動平均法による原価法

時価のないもの

(2) デリバティブ (3) たな卸資産

時価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定

商 品 最終仕入原価法 分譲土地建物 個別法による原価法 移動平均法による原価法 貯 蔵 品

- 2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用) について は、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係 るリース資産については、リース期間を耐用 年数として、残存価額を零とする定額法を採 用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

(2) 退職給付引当金

債権の貸倒損失に備えて、一般債権について は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込 額に基づき計上しております。なお、退職給 付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当 事業年度までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定の年数(10年)によ る定額法により費用処理しております。数理 計算上の差異は、その発生時の従業員の平均 残存勤務期間の一定の年数(10~12年)によ る定額法により翌事業年度から費用処理する ことにしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えて、役員退 職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上し ております。

(4) ポイント引当金

当社運輸事業において非接触型ICカードのサービスを開始し、利用顧客に対しポイント制を導入していることから、付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお特例処理の要件を満たしている金利 スワップについては特例処理によっております

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未 認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の 未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類 におけるこれらの会計処理の方法と異なって おります。

(3) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更に関する注記】

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離 等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時 点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

【貸借対照表に関する注記】

1.	担保に供している資産	土 ‡	也	36,596,329千円
		建 特	勿	8,411,740千円
		その作	<u>tı</u>	168,302千円
		合 訁	+	45, 176, 372千円
	上記担保資産の対象となる債務			29, 285, 116千円
2.	有形固定資産の減価償却累計額	額		28,915,489千円
3.	圧縮記帳累計額			1,769,681千円
4.	保証債務(銀行借入金、リー			
	新潟交通商事	烘		313,398千円
		117		010, 000 1
	新潟交友事業			160,000千円
	新潟交友事業 その他 関係会	株)		,
		株 社		160,000千円
5.	その他 関係会	株 社	責権	160,000千円 233,632千円
5.	その他 関係会 合 計	株) 社·		160,000千円 233,632千円 707,030千円
5.6.	その他 関係会 合 計	開 :社 - 短期金銭f	責権	160,000千円 233,632千円 707,030千円 356,918千円

7. 事業用土地の再評価

平成12年3月31日付で事業用土地の帳簿価額と時価の乖離を是正し、資産の適正な評価を行い、「土地の再評価に関する法律」による土地の再評価を行いました。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布第119号) 第2条第2号(当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第7条第1項第一号イに規定する基準地について、同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行い算定する方法)及び第4号(当該事業用土地について、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法)の定めに従い、土地の評価額を合理的に算出しております。

> また、一部の土地につきましては不動産鑑定評価を用いて算出して おります。

・当該事業用土地の平成12年3月31日付再評価後の

平成28年3月31日現在 帳簿価額 17,256,459千円

・当該事業用土地の平成28年3月31日再評価額 7,835,902千円

・再評価後の平成28年3月31日現在の帳簿価額と

再評価額との差額 △9,420,556千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高営業収入
営業費856,562千円
780,488千円

営業取引以外の取引高 31,077千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
新潟県佐渡市1物件	事業用資産 (不動産事業)	建物・土地・その他	32,041千円

当社は原則として、事業用資産については事業区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小限の単位ごとに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

佐渡市の事業用資産において、地価の下落や収益性の低下等により帳簿価額を回収 可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失 (32,041千円) として特別損失に計上 いたしました。

なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを 2.6%で割り引いて算定しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末 株 式 数
普 通 株 式	千株	千株	千株	千株
	201	4	0	205

(注) 自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取によるものであります。 自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売却によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

/1		型外员 20 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
1.	繰延税金資産の内訳	税務上繰越欠損金	7,315千円
		未払賞与超過額	56,003千円
		未払費用超過額	34,069千円
		未払事業所税	1,591千円
		投資有価証券評価損	200,857千円
		固定資産評価損(減損損失)	180,730千円
		貸倒引当金超過額	79,874千円
		退職給付引当金超過額	162,871千円
		役員退職慰労引当金超過額	39,069千円
		分譲土地評価損	13,800千円
		その他	92,084千円
		繰延税金資産合計	868, 269千円
		評価性引当額	△525,476千円

2. 土地再評価に係る繰延税金負債

4,015,867千円

342,793千円

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

繰延税金資産計上額

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が19,039千円、その他有価証券評価差額金が119千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が18,920千円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は188,201千円減少し、土地再評価差額金が同額増加 しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 役員及び個人主要株主等

			41	資本金	事業の内容	議決権 等の	関係	内容	取引の		41	
屌	属性	名	称	又 は 出資金		被所有割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	取引金額	科目	期末残高
	役員	佐藤	丈二		当社代表取締役	% 0. 0			※1 債務被保 証残高	千円 15,050	_	

2. 子会社等

				議決権	関係	関係内容取引の					
履	性	名 称	又 は 出資金	又は職業	等の所 有割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	取引金額	科目	期末残高
	7 .		千円		%				千円		千円
- 1	<u>수</u>	新潟交通 佐渡 ㈱	77, 500	運輸事業	99.0	兼務 4名	営業上 取引等	受取利息	16, 511	※ 2 長期貸付金	620, 000

- (注)※1 当社は銀行借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払 いは行っておりません。
 - ※2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部については 所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額該当事項はありません。
- 2. 事業年度の末日における未経過リース料相当額 該当事項はありません。
- 3. 当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額 該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 354円95銭 27円23銭

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

高志監査法人

平成28年5月10日

新潟交通株式会社

取締役会御中

指定社員 公認会計士 阿部和 人 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新潟交通株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤 謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者 が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新潟交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

新潟交通株式会社

取締役会御中

高志監査法人

指 定 社 員 公認会計士 阿 部 和 人 即 求務執行社員

指定社員 公認会計士 竹田信 - 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新潟交通株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これに は、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成 し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用すること が含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている

を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査 計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎 通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で 監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類 等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査い たしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意 思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け ました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について 報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職 務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第 131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月 28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応 じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 高志監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

新潟交通株式会社 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 国 領 保 則 印

 社外監査役
 八 木 良 三 印

 監 査 役
 山 田 繁 卵

以上

新潟交通㈱事業所

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
本 社	950-8544	新潟市中央区万代一丁目6番1号	025-246-6323
乗合バス部	同 上	同 上	同 246-6282
バスセンター	同 上	同 上	同 246-6333
高速バス予約センター	同 上	同 上	同 241-9000
新潟南部営業所	950-0141	新潟市江南区亀田工業団地二丁目1番7号	同 382-6700
新潟東部営業所	950-0884	同 東区榎字三百割151番地9	同 274-7251
新潟北部営業所	950-3102	同 北区島見町字山興野3567番地4	同 255-3355
新潟西部営業所	950-1104	同 西区寺地123番地3	同 377-1311
入 船 営業所	951-8011	同 中央区入船町四丁目3776番地	同 223-3186
内 野 営業所	950-2251	同 西区中権寺道下447番地	同 262-3322
旅行部	950-8544	同 中央区万代一丁目6番1号	同 246-6253
旅行販売一課	950-0892	同 東区寺山三丁目7番1号	同 271-6266
教育販売課	同 上	同 上	同 271-1163
くれよん 万 代	950-8544	新潟市中央区万代一丁目6番1号	同 241-1116
くれよん 三 条	955-0092	三条市須頃二丁目13番地	0256-35-1116
航空部	950-8544	新潟市中央区万代一丁目6番1号	025-246-6246
事業 部	同 上	同 上	同 246-6428
生命保険・損害保険	950-0908	新潟市中央区幸西三丁目5番30号	同 246-4181

新潟交通グループ

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
新潟交通観光バス㈱	950-0892	新潟市東区寺山三丁目7番1号	025-271-1155
新潟交通佐渡㈱	952-1315	佐渡市河原田諏訪町80番地	0259-57-2121
新潟交通商事㈱	950-0908	新潟市中央区幸西三丁目5番3号	025-241-7201
(株) シルバーホテル	950-0088	同 中央区万代一丁目3番30号	同 243-3711
国際佐渡観光ホテル㈱	952-1311	佐渡市八幡2043番地	0259-57-2141
新潟航空サービス㈱	950-0088	新潟市中央区万代一丁目6番1号	025-270-5091
㈱ 新 交 企 画	950-0908	同 中央区幸西三丁目5番30号	同 245-3211
新潟交友事業㈱	950-0811	同 東区材木町一番46号	同 270-3400
(株)新潟交通サービスセンター	110-0005	東京都台東区上野一丁目18番11号	03-3832-5252

株主様へのご案内

1. 株式について

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日			
定時株主総会	毎年6月開催			
	定時株主総会 3月31日			
基 準 日	期末配当 3月31日			
坐 午 口	中間配当 9月30日			
	その他必要がある場合には、予め公告をして基準日を定めます。			
単 元 株 式 数	1,000 株			
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号			
	みずほ信託銀行株式会社			
事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号			
	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部			
郵便物送付/				
電話お問い合わせ先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号			
	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部			
	TEL.0120-288-324 (フリーダイヤル)			
	電子公告といたします。			
	(当社ホームページ掲載 <u>http://www.niigata-kotsu.co.jp/ir</u>)			
	ただし、電子公告によることができない事故、その他止むを得			
公告 方法	ない事由が生じた場合は、新潟日報に掲載をいたします。			
	※決算公告に代えて、貸借対照表、損益計算書は、EDINET(金			
	融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電			
1 10 10	子開示システム)にて開示しております。			
上場証券取引所	株式会社東京証券取引所 市場第2部			
証券コード	9017			

【株式事務に関するご案内】

● 証券会社でお取引をされている株主様

- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
お 手 続 き お問い合わせ先	お取引のある証券会社					
お手続き内容	住所変更、単元未満株式の買取・買増請求、 配当金受取り方法のご指定、相続に伴うお手続き等					

● 特別口座に記録されている株主様

特別口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社					
お 手 続 きお問い合わせ先	〒 168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL.0120-782-031 (フリーダイヤル)					
お手続き内容	住所変更、単元未満株式の買取・買増請求、 配当金受取り方法のご指定、相続に伴うお手続き等					
特別口座での 留 意 事 項	特別口座では、株式の売却はできません。売却するには、証券会社 にお取引の口座を開設し株式の振替手続を行う必要がございます。					

● 証明書の発行等、その他の株式に関する手続きは当社株主名簿管理人(みずほ信託銀行)が承ります。

お 手 続 きお問い合わせ先	〒 168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL.0120-288-324 (フリーダイヤル) ※ 本郵送先は事務センターにつき、ご来店による受付はできませんのでご了承ください。
お 取 扱 店	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店

2. 株主ご優待について

(1) 株主優待乗車証(記名式)

路線区分	① 新 潟 市 内 線 ② 新 潟 郊 外 線 (含 新潟交通観光バス㈱ 運行路線) ③ 佐 渡 線 (新潟交通佐渡㈱ 運行路線)
発行基準株数	9,000 株以上 上記 3 路線のうちご希望の 1 路線通用乗車証 13,000 株以上
権利確定日	各事業年度末(3月31日現在)とし、それ以降の株数の増減に よる変更、株主権の発生による発行はいたしません。
お問合わせ先	新潟交通株式会社 総務部 総務課 電話 (025) 246-6323

● 平成27年9月5日新バスシステム開業に伴う株主優待乗車証の取り扱いについて

- ・「新潟郊外線」 新バスシステムによる乗り換えが生じる場合に限り、市内均一区域の 乗降を可能とします。
- ・「新潟市内線」 従来通り市内均一区域のみの乗降を可能とします。 (新バスシステムによる乗り換え地点の青山は、「区域外」のためご利用できません。)

(2) その他の株主優待(1,000 株以上ご所有の株主様)

・万代シルバーホテル・国際佐渡観光ホテル八幡館の共通ご優待券 5,000 円分

